

水先法

1. 案内情報

- 手続名 : 登録事項及び水先免状の訂正
手続根拠 : 水先法施行規則第4条
手続対象者 : 水先人
提出時期 : 本籍の都道府県名又は氏名に変更を生じたときに、事実があった日から10日以内
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料等 : 登録免許税 1,000円
添付書類・部数 : 戸籍謄本又は戸籍抄本1部、水先免状
申請書様式 : 登録事項(水先免状)訂正申請書
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : 1週間
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

登録事項（水先免状）訂正申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

下記のとおり登録事項（水先免状）に変更（誤り）があったので、水先法施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

氏 名 (フリガナをつけること)	出生の年月日	本 籍
水先区名・水先免状番号・免許 (登録)年月日	第 号	年 月 日 免許登録

変更又は誤りの事項

氏名(フリガナをつけること)	新 正	旧 誤
本 籍	新 正	旧 誤
出生の年月日	正	誤
その他の事項	新 正	旧 誤
変更(誤り)の事由		

変更登録に係る登録免許税 金 円
登録免許税納付欄

収 入 印 紙

- (注) 1 登録免許税の印紙納付をする場合は、登録免許税納付欄に収入印紙を左から順次はり付けること。
2 地方公共団体の廃置分合、境界変更等により本籍に変更を生じた場合は、登録免許税の納付を要しない。
この場合には、その旨を本籍の項の新旧の欄に附記すること。